

令和5年度 船橋市環境基本計画 個別施策の取組結果及び令和6年度の目標一覧

施策の柱	基本施策番号	基本施策	施策	個別施策番号	個別施策	具体的な内容	令和5年度の目標	施策の実施、進捗状況	施策の評価(a～d)	評価に対するコメント	施策展開上の課題	令和6年度の目標	令和4年度進捗評価(a～d)	令和4年度環境状態評価(基本施策毎)(S～F)	施策担当課
持続可能な地球を未来へつなく社会づくり	1	地球温暖化対策の総合的な推進	地球温暖化防止に向けた意識の向上	9	家庭における温室効果ガスの排出量の見える化の推進	エコノート普及事業の促進等		ホームページやイベント等の機会をもって周知を図る。	C	地球温暖化問題に係るアンケート調査においては実践率30.2%(実行している+概ね)となっており、取組の中でも実践率が低い。	地球温暖化問題に係るアンケート調査においては実践率30.2%(実行している+概ね)となっており、取組の中でも実践率が低い。	ホームページやイベント等の機会をもって周知を図る。	c	B	環境政策課
持続可能な地球を未来へつなく社会づくり	1	地球温暖化対策の総合的な推進	温室効果ガスの吸収源対策	13	道路沿道の緑化推進・保全	都市計画道路整備事業において、幅員3.5mを超える歩道を整備する際に、植栽の整備をする。	都市計画道路用地として、586.47㎡を取得する。	都市計画道路用地として、2路線で5件、430.82㎡を取得した。整備率:45.3%	C	取得予定の586.47㎡に対して430.82㎡の取得(73.45%)であったため評価をcとした。	特になし。	都市計画道路用地として、311.89㎡を取得する。	c	B	道路建設課
持続可能な地球を未来へつなく社会づくり	1	地球温暖化対策の総合的な推進	気候変動への適応	21	河川の治水対策の推進	大雨時における治水安全度を向上させるため、河道を拡幅して流下能力を増強するための河川改修等を行う。	駒込川改修事業の用地買収	二重川改修延長:L=2,410m(H18年度完了) 木戸川改修延長:L=2,700m(H28年度完了) 駒込川改修延長:L=0m(R5年度末)	C	引き続き進用河川駒込川の改修工事に向けて、用地取得を推進する。	河道拡幅のための用地買収については、丁寧な説明を行い土地所有者からの理解を得ることが必要である。	駒込川改修事業の用地買収 駒込川改修延長L=80m	b	B	下水道河川計画課
持続可能な地球を未来へつなく社会づくり	2	省エネルギーの推進	エネルギーマネジメントの推進	33	公共施設におけるビルエネルギー管理システムの導入検討	施設の新設・改修にあわせてBEMSの導入を検討推進を図る。	公共施設におけるBEMSの導入事例等を把握し周知を行う。	令和5年度はエコオフィサー向け研修に加えてeラーニングによるエコオフィスプラン研修を、会計年度職員を含む全職員に実施し、職員向けに学習を行った。	C	公共施設におけるBEMSの導入事例等を把握し、周知していく必要がある。	公共施設の新設計画を把握するとともに仕様書の内容を含め、事例を把握する必要がある。	公共施設におけるBEMSの導入事例等を把握し周知を行う。	c	C	環境政策課
持続可能な地球を未来へつなく社会づくり	2	省エネルギーの推進	市民・事業者に対する理解・意識啓発の推進	38	緑のカーテンの普及推進	市民へのゴーヤの苗や種の配布や写真展示、普及キャンペーンなどの普及事業を行う。また、公共施設での緑のカーテン育成も行う。(備考:令和元年実績98名、令和12年度目標300名より算出)	目標から逆算すると174名参加を目安とし、ホームページや広報ふなばし、ツイッター等により周知を図る。(備考:令和元年実績98名、令和12年度目標300名より算出)	令和5年度は87名参加となった。	C	今年度は例年と比較しても応募者が少なかった。	地球温暖化問題に係るアンケート調査においては実践率31.6%(実行している+概ね)となっており、取組の中では実践率が低い。	目標から逆算すると193名参加を目安とし、ホームページや広報ふなばし、ツイッター等により周知を図る。(備考:令和元年実績98名、令和12年度目標300名より算出)	c	C	環境政策課
持続可能な地球を未来へつなく社会づくり	3	創エネルギーの推進	再生可能エネルギーの導入推進	44	地域バイオマス等を利用したバイオガス発電の導入検討・推進	前処理化の計画実施時期は、し尿浄化槽汚泥の搬入量で影響されることから、費用対効果を考慮し、前処理化整備を2段階に分け、令和3年度は第Ⅰ期工事を実施する。第Ⅱ期工事は、西浦処理場の処理可能下限値を搬入量が下回る時期とする。	し尿浄化槽汚泥の搬入量を推計するとともに、給食残渣の新たな活用について事例調査を行う。	今年度の搬入量までの数値を元に推計を実施した。給食残渣について、事例調査したが、有用な事例の発見に至っていない。	C	給食残渣の有用な事例を見つけることができなかったため、cとした。	し尿浄化槽汚泥の搬入量が想定より下がっており、現時点では西浦処理場での前処理化は困難である。	し尿浄化槽汚泥の搬入量の推計を行う。	c	C	資源循環課
持続可能な地球を未来へつなく社会づくり	3	創エネルギーの推進	温室効果ガスの排出量の少ないエネルギーへの転換	50	バイオマス燃料や燃料電池などの導入・利用促進に向けた調査・研究	関係機関と連携し、剪定枝の再資源化について検討する。	現状では実現が難しい状況ではある	現状では実現が難しい状況である。	d	具体的な進展が見られない	梨剪定枝を再資源化するには設備等に係るコストや手続き等の課題が多く実現に至らない	現状では実現が難しい状況ではある	d	C	農水産課
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	4	親しみやすい水辺の創出	身近な水辺の維持・管理、利用推進	54	水辺環境整備の推進	UR都市機構より寄付予定の調整池の整備	事業主体を決定し管理計画を行うために事業課と協議を行う。	公園緑地課と生涯スポーツ課を事業課に選定し、今後の利用について協議を進めている。	C	やや遅延している。	URからの寄付に係る協議が整っていないため。	URからの移管事務を完了し、事業課が事業に着手できる段階まで協議を進めていく。	c	C	下水道河川管理課
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	4	親しみやすい水辺の創出	身近な水辺の維持・管理、利用推進	54	水辺環境整備の推進	多自然川づくりの考え方を取り入れた整備を進めている河川等については、散策路の整備や人が水辺に近づきやすい河岸の法面整備など親水性にも配慮した整備を進める。	駒込川改修事業の用地買収	二重川改修延長:L=2,410m(H18年度完了) 木戸川改修延長:L=2,700m(H28年度完了) 駒込川改修延長:L=0m 多自然川づくり延長:L=5,110m(計画延長:L=6,560m)	C	二重川については、ピオトープの核となるワンドの設置により水空間を創出している。木戸川についても中州を設けて、鳥類、水性生物が生息、生育できる場を創出している。	多自然川づくりは、人の手を入れない自然な川づくりを行っている。そのため、雑草の繁茂等維持管理上における利用者の理解と保全のための意識向上を図る必要がある。	駒込川改修事業の用地買収 駒込川改修延長L=80m	b	C	河川整備課
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	5	まちの緑の育成	緑化の推進	69	街路樹などの整備推進・保全	都市計画道路整備事業において、幅員3.5mを超える歩道を整備する際に、植栽の整備をする。	都市計画道路用地として、586.47㎡を取得する。	都市計画道路用地として、2路線で5件、430.82㎡を取得した。整備率:45.3%	C	取得予定の586.47㎡に対して430.82㎡の取得(73.45%)であったため評価をcとした。	特になし。	都市計画道路用地として、311.89㎡を取得する。	c	C	道路建設課
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	5	まちの緑の育成	緑化の推進	72	民間建築物等における屋上・壁面緑化の誘導	市民へのゴーヤの苗や種の配布や写真展示、普及キャンペーンなどの普及事業を行う。	目標から逆算すると174名参加を目安とし、ホームページや広報ふなばし、ツイッター等により周知を図る。(備考:令和元年実績98名、令和12年度目標300名より算出)	令和5年度は87名参加となった。	C	今年度は例年と比較しても応募者が少なかった。	地球温暖化問題に係るアンケート調査においては実践率31.6%(実行している+概ね)となっており、取組の中では実践率が低い。	目標から逆算すると193名参加を目安とし、ホームページや広報ふなばし、ツイッター等により周知を図る。(備考:令和元年実績98名、令和12年度目標300名より算出)	c	C	環境政策課
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	6	多様な生態系の保全	多自然川づくりの推進	74	自然を生かした親水空間や散策路などの計画・整備	UR都市機構から移管が予定されている調整池では、上部を有効活用した水辺広場を整備する。また、準用河川木戸川では、木戸川整備計画懇談会やアンケート調査結果を踏まえた水辺空間(宅地ゾーン、自然ゾーン、レクリエーションゾーン)の整備を行う。	自然を生かした親水空間のあり方について調査・研究を行う。	平成28年度に木戸川の河道整備が完了し、令和5年度末までに、親水拠点を1箇所整備した。	C	整備に向けて予算措置等の調整を図る必要がある。	事業の進捗には社会資本整備総交付金の配分が大きく影響する。	自然を生かした親水空間のあり方について調査・研究を行う。	c	C	下水道河川計画課
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	6	多様な生態系の保全	農地の保全	89	遊休農地のふるさと農園や学童農園などへの活用	条件・状況を鑑み、ふるさと農園として利用する。また市による借り上げを通し学童農園として利用する	ふるさと農園・学童農園以外の農地の活用方法についても検討する。	ふるさと農園は3園の閉園が決定し、7園となる。学童農園については小学校2、中学校2の計4校で引き続き実施した。	C	相続等の理由によりふるさと農園の継続が困難になり3園閉園することになった。	ふるさと農園以外に市民農園など民間主体事業も積極的に推進する必要がある。	ふるさと農園・学童農園以外の農地の活用方法についても幅広く検討する。	d	C	農水産課
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	6	多様な生態系の保全	農地の保全	91	営農組織や認定農業者の育成	安定した経営基盤を有する認定農業者の育成を支援する。	引き続き、船橋市農業振興計画にもとづき、認定農業者の取得支援及び育成支援を行う。	認定農業者の取得の支援及び、経営改善計画の策定や実施に対して、助言を行った。	C	農家の高齢化により、期満了に伴う更新希望者が減少し、全体として認定農業者数が減少傾向にある。	農家の高齢化が進んでいる中で、家族協定による後継者との共同申請を推進していくことが必要。	引き続き、船橋市農業振興計画にもとづき、認定農業者の取得支援及び育成支援を行う。	c	C	農水産課
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	6	多様な生態系の保全	農地の保全	92	農地の保全や農業振興に関する情報提供	関係部署と連携しながら、今後の法律・税制改正の動向等を踏まえ、市内の農地保全に取り組む。	耕作放棄地再生への補助制度を広く周知し、農地の活用可能な状態での保全に努める。	耕作放棄地再生を行ってまで活用(貸借)する農業者がいなかった。(通常の農地貸借の事例はあった)	d	「耕作放棄」の状態にまで陥ってしまうと、耕作可能な状態にまでに復元するには作業量が多いため、休耕状態時点での農地貸借につなげる必要がある。	「耕作放棄」の状態にまで陥ってしまうと、耕作可能な状態にまでに復元することが困難であること。	これ以上の耕作放棄地発生を防ぐため、休耕状態の時点で、農地の貸借等を推奨し、支援等を行う。	b	C	農水産課

令和5年度 船橋市環境基本計画 個別施策の取組結果及び令和6年度の目標一覧

施策の柱	基本施策番号	基本施策	施策	個別施策番号	個別施策	具体的な内容	令和5年度の目標	施策の実施、進捗状況	施策の評価(a～d)	評価に対するコメント	施策展開上の課題	令和6年度の目標	令和4年度進捗評価(a～d)	令和4年度環境状態評価(基本施策毎)(S～F)	施策担当課
資源を無駄なく循環させる社会づくり	8	循環型社会の推進	資源化の推進	130	事業者等に対する事業系一般廃棄物の資源化の取組の指導	・事業者の資源化に対する意識向上のため具体的事例やメリットなどを記載したパンフレットを作成し、その配布や情報提供のメール送信、SNS等を用いた情報発信などにより啓発を行う。 ・市内外の資源化施設の情報を整理し、情報提供のメール送信、SNS等を用いた情報発信などにより事業者以案内を行う。	・事業系廃棄物の適正処理及び減量・資源化について、パンフレットや市ホームページを活用し、事業者に対し周知啓発を行う。 ・市内外事業者へのヒアリングを行い、再資源化の情報を収集。事業者より再資源化の情報提供依頼があった際は、提示できるように進める。	令和4年度に作成した事業系廃棄物の適正処理及び減量・資源化についてのパンフレットを市ホームページで公開すると同時に、事業者に対しパンフレットを配布し、説明を行った。再資源化施設については、情報把握に努めたが整理しきれなかった。	c	今後も事業者に対し事業系一般廃棄物の資源化活動の普及啓発と資源化施設の情報収集・整理を行う。	特になし	・事業系廃棄物の適正処理及び減量・資源化について、パンフレットや市ホームページを活用し、事業者に対し周知啓発を行う。 ・市内外事業者へのヒアリングを行い、再資源化の情報を収集。事業者より再資源化の情報提供依頼があった際は、提示できるように進める。	c	B	廃棄物指導課
資源を無駄なく循環させる社会づくり	8	循環型社会の推進	資源化の推進	132	事業系食品廃棄物等の資源化推進	・飲食店や小売店で消費期限切れで廃棄される食品や食べ残しなどは、焼却処分ではなく飼料や肥料・燃料として資源化されるよう啓発を行う。 ・食品廃棄物の資源化に向け、他廃棄物との分別の重要性や水切りなど減量への具体的取組を事業者へ紹介していく。 ・食品ロス削減対策と並行して事業系食品廃棄物の資源化を推進していくことで、事業系廃棄物の減量につなげていく。	・事業系廃棄物の適正処理及び減量・資源化について、パンフレットや市ホームページを活用し、事業者に対し周知啓発を行う。 ・市内外事業者へのヒアリングを行い、再資源化の情報を収集。事業者より再資源化の情報提供依頼があった際は、提示できるように進める。	令和4年度に作成した事業系廃棄物の適正処理及び減量・資源化についてのパンフレットを市ホームページで公開すると同時に、事業者に対しパンフレットを配布し、説明を行った。再資源化施設については、情報把握に努めたが整理しきれなかった。	c	今後も事業者に対し事業系食品廃棄物の資源化活動の普及啓発と資源化施設の情報収集・整理を行う。	特になし	・事業系廃棄物の適正処理及び減量・資源化について、パンフレットや市ホームページを活用し、事業者に対し周知啓発を行う。 ・市内外事業者へのヒアリングを行い、再資源化の情報を収集。事業者より再資源化の情報提供依頼があった際は、提示できるように進める。	c	B	廃棄物指導課
資源を無駄なく循環させる社会づくり	8	循環型社会の推進	資源化の推進	133	未利用バイオマス(し尿浄化槽汚泥等)の利活用推進	前処理化の計画実施時期は、し尿浄化槽汚泥の搬入量で影響されることから、費用対効果を考慮し、前処理化整備を2段階に分け、令和3年度は第Ⅰ期工事を実施する。第Ⅱ期工事は、西浦処理場の処理可能下限値を搬入量が下回る時期とする。	し尿浄化槽汚泥の搬入量を推計するとともに、給食残渣の新たな活用について事例調査を行う。	今年度の搬入量までの数値を元に推計を実施した。給食残渣について、事例調査したが、有用な事例の発見に至っていない。	c	給食残渣の有用な事例を見つけることができなかったため、cとした。	し尿浄化槽汚泥の搬入量が想定より下がっており、現時点では西浦処理場での前処理化は困難である。	し尿浄化槽汚泥の搬入量の推計を行う。	c	B	資源循環課
健全で快適に暮らせるまちづくり	10	良好な大気	大気への環境	152	大気汚染防止法に基づく工場・事業場からのばい煙・粉じん等の排出基準に係る指導	大気汚染防止法に基づくばい煙、VOC、水銀、一般粉じん等の排出施設について、届出を受け、審査の後、受理書を発行する。ばい煙・VOC・水銀については排出施設の立入検査を行い、基準を遵守しているか確認する。アスベストについては特定粉じん等排出届出書の受理、審査を行い、作業前に養生確認を実施することで一般大気への飛散を防止する。	令和4年度同等の業務内容の継続に加え、電子申請により報告されたアスベストの事前調査結果に基づく立入検査の件数を令和4年度より増やす。(通年)また、10月の改正法施行に向け事業者への周知を図る。(上半期)	年度を通して着実に審査・立入を行っている。上半期にはホームページ等を通じて改正法施行(有資格者に調査実施の義務付け)に関する事業者への情報提供を行った。また、アスベストの事前調査結果を基に立入検査を行い、不備のある現場については法令に基づき指導を行う体制を構築した。立入現場の増加については人員や他の苦情対応等との兼ね合いもあり、大幅に増加させることはできなかった。	c	審査・立入検査・養生確認を目標通り実施した。	R3.4.1からアスベスト規制が厳格化されたため、より厳しい目で実施する必要がある。人員が不足しているため、増員が必要と考えている。	令和5年度と同等の内容を継続するとともに、アスベストの事前調査結果に基づく立入検査の件数を令和5年度より増加する。(通年)	b	B	環境保全課
健全で快適に暮らせるまちづくり	10	良好な大気	自動車交通	155	自転車の利用促進(自転車走行空間整備など)	自転車利用が多いと考えられている区間や自転車事故の多い地域、道路の整備状況などを考慮し、平成27年度から令和4年度までの8年間で整備を実施する「船橋市自転車走行環境整備計画」により整備を進めている。	令和5年度末までに3工事を発注し、約3,000mの自転車走行空間を整備する。	3路線において、3,062mの自転車走行空間を整備した。整備率:5.8%。	d	整備率の目標値12.5%に対して、実績値5.8%であったため、評価をdとした。	予算および工事担当人員の確保。	令和6年度末までに5工事を発注し、約4,400mの自転車走行空間を整備する。	b	B	道路建設課
健全で快適に暮らせるまちづくり	11	健全な水環境	流域の水環境への負	169	多自然川づくりの推進(※具体的な施策は基本施策6の施策①を参照)	河川整備にあたっては、多自然川づくりに考え方に基づいた整備を行う。	駒込川改修事業の用地買収	二重川改修延長:L=2,410m(H18年度完了) 木戸川改修延長:L=2,700m(H28年度完了) 駒込川改修延長:L=0m(R5年度末) 多自然川づくり延長:L=5,110m(計画延長:L=6,560m)	c	二重川については、ピオトープの核となるワンドの設置により水空間を創出している。木戸川についても中州を設けて、鳥類、水性生物が生息、生育できる場を創出している。	多自然川づくりは人の手を入れない自然な川づくりを行っている。そのため、雑草の繁茂等維持管理上における利用者の理解と保全のための意識工場を図る必要がある。	駒込川改修事業の用地買収 駒込川改修延長L=80m	b	D	下水道河川計画課
健全で快適に暮らせるまちづくり	11	健全な水環境	良質な地下水	180	市街地における雨水浸透施設(歩道の透水性舗装など)の整備	歩道等に透水性舗装を整備する。	透水性舗装面積 4,300m2	透水性舗装面積 886m2	c	整備目標は達成できなかったが、対策可能個所を順次整備した。	整備済み個所の増加による対策可能個所の減少。	透水性舗装面積 4,300m2	c	D	道路維持課
健全で快適に暮らせるまちづくり	11	健全な水環境	良質な地下水	184	雨水利用設備を使用した雨水の有効利用	雨どい取付型雨水貯留タンク及び浄化槽転用雨水貯留施設の設置に関する補助制度を周知し、これらの設置を促進する。	補助制度の普及啓発を行い、雨どい取付型雨水貯留タンク11基、浄化槽転用雨水貯留施設1基の設置数を目指す。	補助制度の利用により、雨どい取付型雨水貯留タンク11基を設置。(1月末現在)	c	目標数をやや下回っている。	各種イベントに積極的に参加しPRしているが、対象者の設置行動に(下水道接続時以外)なかなか結びつかない。	補助制度の普及啓発を行い、雨どい取付型雨水貯留タンク12基、浄化槽転用雨水貯留施設1基の設置数を目指す。	b	D	下水道河川管理課
健全で快適に暮らせるまちづくり	12	快適な生活環境	良好な景観	204	景観資源の保全や有効利用に向けた市民・事業者の理解促進	平成28年度より景観の学習として小学生を対象とした「まちなみデザイン教室」を実施している。また、平成29年度には市内の良好な景観を集めたパンフレット「船橋市景観80選」を作成し、景観資源の周知を行った。	要望に応じ昨年度実施できなかった「まちなみデザイン教室」を実施する。	令和5年度まちなみデザイン教室の実施状況:0回	d	開催依頼がなかったため、実施していない。	開催依頼がないと実施が難しい。例え開催依頼があったとしても、準備や開催当日の人員確保などが難しいのが現状である。抜本的な見直しが必要。	ホームページなどを見直し、景観に対する意識の醸成を図る。	d	D	都市計画課
健全で快適に暮らせるまちづくり	12	快適な生活環境	快適な都市空間	205	都市計画道路等の整備	用地買収により道路用地を確保し、現道拡幅や新規道路の築造による道路整備を行う。	都市計画道路用地として、586.47㎡を取得する。	都市計画道路用地として、2路線で5件、430.82㎡を取得した。整備率:45.3%	c	取得予定の586.47㎡に対して430.82㎡の取得(73.45%)であったため評価をcとした。	特になし。	都市計画道路用地として、311.89㎡を取得する。	c	D	道路建設課
健全で快適に暮らせるまちづくり	12	快適な生活環境	快適な都市空間	211	歩道等の歩行空間の整備	歩道設置箇所の用地を買収や寄付などで取得し歩道を整備することにより歩行者の安全を確保する。	4工事を発注して歩道整備を行い、令和5年度末までに供用を開始する。	4工事を発注し、歩道整備に着手した。4工事のうち1工事が完了し、供用を開始した。	c	目標の4工事を発注することができたが、供用を開始したのは1工事となった。	地権者との交渉の影響から、用地取得に時間を要する。	7工事を発注して歩道整備を実施する。	b	D	道路建設課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	13	船橋の環境を担う「ひと」づくり	環境教育	216	小中学校などにおける年齢・学習段階に応じた環境教育の推進	小中学校においては生活科や理科を中心に、生物の体のつくり、生物と環境とのつながり、環境保全に関すること、循環型社会の形成に関することなど、横断的に学習が進められている。	児童生徒が生き物と環境との関わりについて興味関心をもてるような授業作りを推奨していく。	各小中学校において、生活科や理科などの教科を中心に各学校の年間指導計画に基づいて生物の体のつくりや生物と環境とのつながりなどについて教科横断的に学習を行った。	c	学習内容については学習指導要領に則り、各学校の実態、地域性や環境などに応じて実施していることからCとした。	特になし	児童生徒が生き物と環境との関わりについて興味関心をもてるような授業作りを推奨していく。	b	C	指導課

令和5年度 船橋市環境基本計画 個別施策の取組結果及び令和6年度の目標一覧

施策の柱	基本施策番号	基本施策	施策	個別施策番号	個別施策	具体的な内容	令和5年度の目標	施策の実施、進捗状況	施策の評価(a～d)	評価に対するコメント	施策展開上の課題	令和6年度の目標	令和4年度進捗評価(a～d)	令和4年度環境状態評価(基本施策毎)(S～F)	施策担当課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	13	船橋の環境を担う「ひと」づくり	環境教育の推進	217	小中学生による市役所(公共施設)訪問や教育施設を活用した学習の支援	小中学校においては生活科、理科、社会科、総合的な学習の時間等を中心に我々の生活と環境とのつながり、環境保全に関すること、循環型社会の形成に関することなど、横断的に学習が進められている。各校において探究的な学習を進める過程で、公共施設の訪問や科学館や学習館等の活用を奨励していく。	児童生徒が身近な環境と自分たちの生活の関わりに関わり、環境問題について自分事として捉えられるような授業を推奨していく。	各小中学校において、生活科、理科、社会科、総合的な学習の時間を中心に環境に関する学習に取り組み、身近な環境と自分たちの関わりについて教科横断的に学習が進められた。全小中学校で校外学習でふなばし三番瀬環境学習館を活用し、環境学習を行った。	c	学習内容については学習指導要領に則り、教科横断的に学習を進めている。ふなばし三番瀬環境学習館以外の科学館や学習館の活用について今後も支援が必要であることからcとした。	特になし	児童生徒が身近な環境と自分たちの生活の関わりに関わり、環境問題を自分事として捉えられるような授業を推奨していく。	b	C	指導課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	13	船橋の環境を担う「ひと」づくり	環境教育の推進	219	学校・家庭での省エネ推進の呼びかけや環境問題への意識啓発	小中学校においては生活科、理科、社会科、総合的な学習の時間等を中心に我々の生活と環境とのつながり、環境保全に関すること、循環型社会の形成に関することなど、横断的に学習が進められている。総合的な学習の時間に各校が独自に環境教育に関連する単元を位置付けることを推奨し、支援していく。	児童生徒が環境保全の大切さに気付き、環境を守るために自分たちができることを考えられるような授業を推奨していく。	各小中学校において、生活科、理科、社会科、総合的な学習の時間を中心に環境に関する学習を進められた。多くの学校が、総合的な学習の時間に環境を探究課題として位置づけたことにより、児童生徒の意識啓発に繋がった。	c	各学校において、学習指導要領に則り環境学習を計画的に行うことができた。引き続き、身近な環境と自分との関わり及び自分ができることを考えるなどの学習を行い、意識啓発を図っていくことからcとした。	環境学習の一層の推進を図る。	児童生徒が環境保全の大切さに気付き、環境を守るために自分たちができることを考えられるような授業を推奨していく。	b	C	指導課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	13	船橋の環境を担う「ひと」づくり	環境学習の場所・機会の提供	225	学校における環境教育の充実に対する支援	小中学校においては生活科、理科、社会科、総合的な学習の時間等を中心に我々の生活と環境とのつながり、環境保全に関すること、循環型社会の形成に関することなど、横断的に学習が進められている。各指導主事が訪問の等の際、授業改善についてアドバイスしていく。	学習指導要領に則り、各教科及び領域において環境に関する学習を計画的に行う中で、児童生徒が環境について協働的に学び合える授業を推奨していく。	各小中学校において、生活科、理科、社会科、総合的な学習の時間を中心に環境に関する学習を進められた。各指導主事が訪問の際、授業改善について指導助言を行った。	c	学習内容については、各教科及び領域の学習指導要領に則り、教科横断的に学習を進めている。訪問等での指導助言についての取り組みは例年通りであることからcとした。	特になし	学習指導要領に則り、各教科及び領域において環境に関する学習を計画的に行う中で、児童生徒が環境について協働的に学び合える授業を推奨していく。	b	C	指導課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	13	船橋の環境を担う「ひと」づくり	自然とふれあう機会の創出	230	川辺や海辺を会場としたイベントを通じた自然環境の保全に向けた意識の向上	千葉県主催による印旛沼流域環境・体験フェアにブースを出展し、水循環再生への広報活動を通じて、意識の向上を図る。	千葉県の主催による印旛沼流域環境・体験フェアにブースを出展し、水循環再生への意識向上を図る。	千葉県の主催による印旛沼環境・体験フェアが開催されなかった。	d	千葉県主催のイベントが開催されなかったため、ブースの出展を行うことができなかった。	水循環再生への意識向上のために、より一層の周知をしていく必要がある。	千葉県に印旛沼流域環境・体験フェアの開催の意向を確認し、開催される場合は、ブースを出展し水循環再生への意識向上を図る。開催されない場合は、広報活動に関する調査・研究を行う。	d	C	下水道河川計画課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	14	船橋の環境を育む「つながり」づくり	人の交流や情報交換による環境保全活動の活性化	250	事業者や環境保全団体等の環境保全活動の広報	・ふなばし環境フェア(個別施策229)や環境パネル展(個別施策246)、ふなばし三番瀬環境学習館生物多様性情報室(個別施策267)にて事業者や環境保全団体の活動をパネル展示する。 ・環境新聞「エコふなばし」(個別施策243)で事業者や環境保全団体の活動を紹介する。 ・ふなばし三番瀬クリーンアップのチラシに参加者として社名・団体名を紹介する。 ・(新設:個別施策264、R4開始)事業者の環境保全活動認定制度による事業者からの活動報告をHPなどで紹介する。 ・(新設:個別施策266、R6開始)環境団体等とイベントを実施するためのHPで環境団体の普段の活動報告も紹介する。	エコふなばしでの団体紹介にあたっては、記事を大きく紹介することができないか検討する。	環境フェアや環境パネル展、三番瀬クリーンアップを開催することにより、環境団体や事業者の活動内容等を紹介した。	c	環境新聞エコふなばしにおいて環境団体の紹介記事を掲載できなかったことからc評価とした。	環境新聞エコふなばしにおいて環境団体の紹介記事を掲載する上で、掲載スペースの確保と、環境団体の取組等掲載情報の収集方法について検討する必要がある。	環境新聞エコふなばしに環境団体の記事を掲載し活動内容等を紹介できるよう検討を進める。	b	C	環境政策課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	15	協働を促進する「しくみ」づくり	協働に向けた体制の強化	253	学校、NPO、企業、行政等の多様な主体による連携・協働	小中学校においては生活科、理科、社会科、総合的な学習の時間等を中心に我々の生活と環境とのつながり、環境保全に関すること、循環型社会の形成に関することなど、横断的に学習が進められている。これらの学習を進める中で地域や研究機関等との協働を奨励する。	児童生徒が環境について考えを深める場において、外部講師の活用などを通して地域や他機関と連携するよう推奨していく。	各小中学校において、生活科、理科、社会科、総合的な学習の時間を中心に環境に関する学習を進められた。総合的な学習の時間においては、アースドクターや環境政策課の職員を招くなど、様々な外部講師を活用した授業展開を行った事例も見られた。	c	各学校において、環境学習を教科または領域において計画的に行うことができた。目的や発達段階に応じて様々な外部講師を活用した授業展開を今後も行っていくことからcとした。	児童生徒の探究をより深めるために、様々な外部講師や出前授業を効果的に授業に取り入れられるよう、推奨する。	児童生徒が環境について考えを深める場において、外部講師の活用などを通して地域や他機関と連携するよう推奨していく。	b	C	指導課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	15	協働を促進する「しくみ」づくり	協働に向けた体制の強化	254	事業者のISO14001、エコアクション21などの認証取得支援	「ISO14001」、「エコアクション21」の認証取得を行った事業者に対し、取得経費の一部を助成する。	令和4年度と同様に継続的に周知活動を行っていく。	「ISO14001」「エコアクション21」の取得を行った中小企業者に対し、補助金交付を行う工業振興支援事業補助金の運用を行っている。令和5年度はHPや事業者情報メール等により周知を行った。	c	補助金申請はあったが、「展示会出展事業」「産業財産権取得・登録事業」等の利用となった。	補助金制度はあるものの「ISO14001」「エコアクション21」に関する利用申請はない。制度周知と併せて、環境保全に取り組むことの必要性を訴えていく必要がある。	年度始めに広報ふなばし、市HP、事業者情報メールにて周知を図り、当該補助金の周知を図り、環境保全の取組を推進していく。	c	C	商工振興課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	15	協働を促進する「しくみ」づくり	協働を促進する制度づくりと活用	258	事業者の環境保全活動(CSR活動)認定制度の創設・運営	・事業者は環境に配慮した取り組みを実施している場合に、市に対して認定申請を行い、市はそれを評価する。 ・認定された事業者メリットとして認定証交付、エコ事業者である「ロゴマーク」を印刷物などに表示できる、また市のホームページで事業所名の紹介や活動内容の紹介等を行いPRをすることができる。 ・認定された事業所は、3年ごとに更新審査を受ける。 ・事業者より毎年、CSR活動の報告書を提出してもらうことで、市として事業者の活動を把握することが可能となる(表彰の推薦のための実績把握ともなる)。 ・ESG投資を検討する企業のために、認定制度により認定された事業者をHP等でPRする。	事業者評価制度について他自治体の情報収集を行い検討を進める。	事業者評価制度について検討を進める。	c	事業者評価制度については実効性のある制度とする必要があるため慎重に検討を進めていく。	他自治体の事例では参加者が少ないようなものもある。	事業者評価制度について他自治体の情報収集を行い検討を進める。	c	C	環境政策課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	15	協働を促進する「しくみ」づくり	協働を促進する制度づくりと活用	261	生物多様性情報室を利用した情報交換のしくみづくり	生物多様性情報室において、環境保全活動を紹介するコーナーを設置したことから、市ホームページ等を用い、パネル展示を希望する団体を広く募集する。	市民団体のパネル展示ができるように展示内容・スケジュールを検討していく。	生物多様性情報室はリニューアル検討中であり、市民団体のパネル展示を含めた形で検討を進めた。	c	年度内に実際の運用に至らなかったため、左記の評価とした。	多くの市民団体が展示できるような仕組みづくりが必要である。	市民団体のパネル展示ができる形で生物多様性情報室をリニューアルする。	c	C	環境政策課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	15	協働を促進する「しくみ」づくり	協働を促進する制度づくりと活用	262	環境美化モデル活動認定制度などによる市民・事業者と市の協働の推進	地域美化活動や不法投棄防止パトロール活動を行った認定団体に対して、ごみ袋の提供、不法投棄やポイ捨て防止を啓発する看板の作成・設置協力、啓発チラシの作成などのサポートを市が行う。	今後も活動団体への支援に取り組むとともに、登録団体の増加を目指し、制度の周知や現登録団体の活動内容をホームページや市公式Twitterなどで紹介する。	市民や事業者と市が共同で進める環境美化モデル認定活動事業を推進し、市よりごみ袋の提供やごみ収集の協力を行った。また、令和5年度には4団体の新規登録を行った。	c	団体へのサポートはできていたが、制度の周知などは十分にできなかったことから、評価をcとした。	市民が環境情報に興味を持つ効果的な情報発信方法やその内容が課題である。	今後も認定団体への支援に取り組むとともに、登録団体の増加を目指し、制度の周知や現登録団体の活動内容をホームページや市公式Twitterなどで紹介する。	b	C	グリーン推進課